

7月のメッセージ : ペット用品取扱士検定制度とペット用品取扱士について

この資格検定制度は、製品開発、流通、販売現場における技術・知識の向上と、ペット用品の誤使用予防、一般のユーザーに対しての的確な情報の発信、指導、サポートを行う事を目的としております。

ペット用品取扱士は、一般社団法人ペット用品工業会のペット用品（犬・猫・観賞魚・小鳥・小動物・昆虫・爬虫類7種）に関する知識・技能審査の合格者を指します。ペット用品を正しく普及させるスペシャリストの為の資格です。英名 : Pet goods master. 略称 P . G . M と呼ばれます。

ペット用品取扱士の機能と役割は、ペットの飼育に必要な用品の特徴やその使用方法について、的確に指導・サポート出来る人材が広く求められております。この要請に応える立場がペット用品取扱士です。

また、ペット用品取扱士は自己研鑽に努め、ペット用品の普及と発展に寄与すると共に、快適で豊かなペットとの共生に貢献を目的としております。

今後も、レベルアップの機会が予定されております。

ペットへの幅広い知識を高め、ペットに求められている用品を、安心安全の観点を基本に新しい商品創りに努めて参ります。